

近運自二公示第27号
近運監一公示第14号
近運技保公示第18号
制定 平成18年 9月29日
改正 平成18年12月28日
改正 平成20年 4月28日

公 示

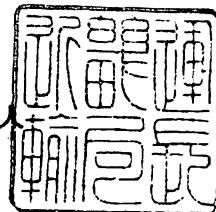
一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について

旅客自動車運送事業運輸規則第26条第3項の規定に基づく地方運輸局長が指定する地域を下記のとおり定めたので公示する。

平成20年4月28日

近畿運輸局長各務正人

記



1. 平成18年10月1日に指定する地域

- (1) 大阪市、豊中市、吹田市、守口市、門真市、東大阪市、八尾市、堺市(ただし、平成17年2月1日に編入された旧南河内郡美原町の区域を除く。)
- (2) 京都市(ただし、平成17年4月1日に編入された旧北桑田郡京北町の区域を除く。)
- (3) 神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、明石市

2. 平成18年12月28日に指定する地域

- (1) 池田市、箕面市、茨木市、高槻市、摂津市、三島郡、松原市、藤井寺市、柏原市、羽曳野市
- (2) 伊丹市、宝塚市、川西市、川辺郡

3. 平成20年5月1日に指定する地域

枚方市、寝屋川市、交野市、四条畷市、大東市

4. 旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項の規定に基づき地方運輸局長が認める場合

- (1) 乗務する事業用自動車が、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合
- (2) 乗務する事業用自動車がハイヤー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。)である場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合

附 則

- 1. 本公示は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成18年12月28日 近運自二公示第44号、近運監一公示第15号、近運技保公示第19号 改正)

- 1. 本公示は、平成18年12月28日から適用する。

- 2. 本公示2に指定した地域の近畿運輸局長が定める日は、平成19年12月28日とする。

附 則(平成20年4月28日 近運自二公示第2号、近運監一公示第2号、近運技保公示第2号 改正)

- 1. 本公示は、平成20年5月1日から適用する。

- 2. 本公示3に指定した地域の近畿運輸局長が定める日は、平成21年4月30日とする。

【参照条文】

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）（抄）

（運行記録計による記録）

第二十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務した場合（路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつては起点から終点までの距離が百キロメートルを超える運行系統を運行する場合、区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車にあつてはその運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合に限る。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 事業用自動車の運行の管理の状況等を考慮して地方運輸局長が指定する地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（当該許可を受ける個人のみが自動車を運転することにより当該事業を行うべき旨の条件の付された一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者（以下「個人タクシー事業者」という。）を除く。）は、地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する事業用自動車の運転者が乗務した場合（事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者ごとに整理して一年間保存しなければならない。

3 地方運輸局長は、前項の地域及び日の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

○旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）（抄）

第二章 特定の運転者に対する特別な指導の指針

旅客自動車運送事業者は、運輸規則第38条第2項の規定に基づき、第一章の一般的な指導及び監督に加え、1に掲げる目的を達成するため、2の各号に掲げる事業用自動車の運転者に対し、それぞれ当該各号に掲げる内容について、3に掲げる事項に配慮しつつ指導を実施し（一般貸切旅客自動車運送事業者にあつては、ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示に定める要件を満たすドライブレコーダーを使用して実施しなければならないものとする。）、同規則第37条第1項に基づき、指導を実施した年月日及び指導の具体的な内容を乗務員台帳に記載するか、又は、指導を実施した年月日を乗務員台帳に記載したうえで指導の具体的な内容を記録した書面を乗務員台帳に添付するとともに、貸切バスの運転者に対してドライブレコーダーの記録を利用した指導を実施した場合にあつては、その記録を営業所において3年間保存するものとする。また、4の各号に掲げる運転者に対し、当該各号に掲げる方法により適性診断を受診させ、受診年月日及び適性診断の結果を記録した書面を同項に基づき乗務員台帳に添付するものとする。さらに、5に掲げる事項により、運転者として新たに雇い入れた者に対し、雇い入れる前の事故歴を把握した上で、必要に応じ、特別な指導を行い、適性診断を受けさせるものとする。